付録６．（１）：米国の予算・財政システムの透明性（自己評価（99 年 10 月発表）に基づく）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
1. 役割と責任の明確化 **1.1 政府の範囲** **1.1.1 政府の構造と機能**	**1.1.1 非適用** ○　SNAやGFSの一般政府部門と異なり、連邦予算は州や地方政府の予算を含まない。President's Commission on Budget Concepts(1967)による「統合予算」(unified budget)の考え方に基づき、連邦予算は全ての連邦政府の活動を含む。「一般政府」の概念と異なり、予算には公企業を含む。ただし、法律により、社会保障信託基金(social security)及び郵便事業は予算外とされている。(基)(優)(最) ○　NIPA(国民所得生産勘定)は、連邦、州、地方政府を含む。	
1.1.2 政府内での責任分担	**1.1.2.1 下位の政府に対する中央の統制は弱い。支出と課税権の分担は明確であり、また安定的な移転メカニズムによって支援** ○　憲法に基づく連邦制。州は実質的に連邦政府から自立。地方政府は州の憲法によって設立され、その形態は州によって異なる。 ○　連邦政府は州や地方政府の予算や借入を審査したり承認する行為は行わない。連邦政府の関与は補助金を交付する分野に限定(補助金は州や地方政府の全支出の約 1/4)。関与の程度は補助金毎に異なる。(優) ○　支出の分担は法律や慣習によって発展してきた。いくつかの分野では責任はシェアされており、その場合、一般的に連邦政府から補助金の交付がなされている。移転メカニズムは予算文書(Analytical Perspective、Budget Appendix)に規程。 ※　"Budget Information for States"等、連邦政府から州政府に交付される補助金について情報を提供する文書が、数多く作成されている。 ○　憲法は政府のレベルに応じて課税権を割り当ておらず、各政府に課税上の制限はない。ただし、多くの地方政府は所得課税よりは不動産課税を行っているなど、課税パターンはレベル毎に共通している。(優)	旧コード 1.1.3 Analytical Perspectives(州に対する連邦の援助) Budget Information for States

(注)1. (優)：優良慣行、(基)：基本要件、(最)：最優良慣行との対応を表わす。　2. 評価の内容の欄の○は、自己評価の要約　※は、新たに追加した内容を表わす。

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	1.1.2.2 中央政府内の行政、立法、司法の財政上の役割は明確に確立されている。 ○　憲法や制度に関する基本的な参照法令は Analytical Perspective に掲載。これらの法律は、GPRA（1993）など新しい制度により改訂されている。（優）	
1.1.3 政府活動の調整と管理	**1.1.3.1 予算及び予算外活動の協調と運営はよく定義されている。** ○　連邦政府の予算は「統合予算」の考え方に基づいており、実質的な予算外活動は存在しない。（優） ○　法律に基づき、社会保障（米国定義）及び郵便事業は「オフ・バジェット」であるが、予算文書には、オフ・バジェットの活動に関する情報はオン・バジェットと同様に掲載されており、マニュアルで定義されているような予算外のものではない。（優） ○　連邦政府は、概念としては非財政のいくつかの基金を運営している（例・連邦職員による Thrift Saving Fund）。 ○　Analytical Perspective には「オフ・バジェット」及び「予算外活動」の内容を記述。	旧コード 1.1.4 Analytical Perspective（オフ・バジェット、予算外活動）
1.1.4 政府と公的部門の関係	**1.1.4.1 政府の中央銀行の政策への関与はほとんどない（財政目的に関し）** ○　Humphrey-Hawkins Act(1978)により、連邦準備銀行の役割は明確に規定。（基）（優） ○　連邦準備銀行は、政府の行政内の独立的な組織である、議会のレビューにのみ服する。 **1.1.4.2 公的金融機関と一般政府の分離は、予算活動と銀行活動に関する明確な基準に基づく** **1.1.4.3 非金融の公企業と一般政府は、明確な責任分担と透明な予算の枠組みに基づき区別されている。** ○　非金融の公企業は一般政府とともに毎年の予算に含まれる。それらは、公企業予算という分離した勘定をもち、Analytical Perspective や Budget Appendix に記載。それらの活動は予算の一部であり、その赤字や黒字は予算の収支に影響を与える。 ○　公企業の運営上の責任は法律により異なり、公企業は Chief Financial Officers Act とは別に監査済みの財務諸表等を作成しなければならない。（最）	 Analytical Perspective（公企業） Budget Appendix（公企業）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
1.1.5 他の経済部門への政府の関与	**1.1.5.1 民間部門、非銀行部門の規制は、オープンかつ明確なルールと手続きに基づく** ○ 連邦政府はGDPの 12%の規模。連邦政府の規制は、Administrative Procedures Act により設定。(優) ○ 規制制定手続きは、提案の公への提示(Federal Register)、意見の表明等様々な方法による利害関係者の参加など、オープンである。各機関は、提案する規制の影響評価を準備し、OMBのガイドラインに沿って提出しなければならない。また、Regulatory Flexibility Act 等により、既存の規制のレビューを行わなければならない。(優)(最) **1.1.5.2 金融部門の政府所有は限定的、公私の銀行による擬似財政活動は限定的** ○ 金融部門の政府所有は限定されている。直接融資や融資保証プログラムと政府企業は存在するが、金融機関を政府が所有する形態ではない。Fannie Mae 等の政府支援企業は、連邦政府の特別の法律により設立されたものであるが、資本は民間所有である。 ○ 擬似財政活動は限定されている。Federal Home Loan Banking System(政府支援企業)は、住宅建設を支援する補助金を確保するため、毎年、その所得の 10%(又は少なくとも 100 百万ドル)を確保しなければならない。 **1.1.5.3 政府による民間企業への資本参加はない。**	旧コード 1.1.2 Administrative Procedures Act Federal Register OMBのガイドライン Regulatory Flexibility Act
1.2 財政運営の枠組み **1.2.1 予算と予算外活動**	**1.2.1.1 包括的な制度、規制、指令により、予算・財政のマネジメントの役割や責任は明確に定義されている。** ○ 31 USC 1101 et seq(大統領に対し予算の議会への提出を要求)、Budget Enforcement Act(1993)、OMB Circular A-11 といった法令やガイダンスは、議会から予算権限を要求する規則について定め、Antideficiency Act、OMB Circular -34 といった法令等は、各省庁毎の支出を統制する。(基)(優)	Budget Enforcement Act(予算権限) OMB Circular A-11(予算権限) Antideficiency Act(支出統制) OMB Circular -34(支出統制)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	○　憲法により公的資金は法律によってのみ消費できる。その法律の下では、 ・大統領が予算の形式を決定する。67 年以来、予算は予算概念に関する大統領委員会の提言に基づいている。 ・予算は、過去、進行年度、予算年度において、財務省の条件をカバーしなければならない。 ・OMBの長官は、予算の準備等において大統領を支援する責任を有する。 ・Antideficiency Act は、過大な支出に対する犯罪上、行政上の罰則を規程する。OMBは、勘定毎に年次支出計画を承認する権限がある。 ・予備費は明解で厳格である。例えば、大統領の「予期せざる必要性」に関する勘定は、百万ドルしかない。(優) ・Chief Financial Act により、主要機関は毎年財務諸表を作成し、それを監査に付さなければならない。 ・補正予算は、緊急の場合に限定されている。(優)	Chief Financial Act (財務諸表作成)
	1.2.1.2 行政上の説明責任に関する法制上の枠組みは、財務上の遵守とパフォーマンスの有効性をカバーする。枠組みは、行政部門に関する透明性と説明責任を明示的かつ包括的に規程する（ＮＺの財政責任法と比肩しうる）。また、透明性及び説明責任は実際に観察しうる。 ○　パフォーマンスの有効性に関する報告は米国では比較的新しい取組みであり、その報告の質の向上に向けて努力が継続されている。Financial Report of the US Government の監査はいくつかの問題点を指摘しており、改善に向けた取組みが行われている。	
1.2.2 租税公課	**1.2.2.1 全ての租税について、優遇措置や租税債務に関する明確な法的根拠が存在する。実際上も税法の規程が存在する。** ○　租税債務の確認、利子の停止、罰則の権利放棄等に対する法的な根拠が存在する。税法の規程の遵守は総じて高い(特に納税者は源泉徴収、報告、年次監査を遵守)。(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	1.2.2.2 税に関する規制と手続きはほとんど全ての税について明確である。税務職員の行動規範はほぼ全ての税に関して適用されている。納税者の権利と義務はほぼ全ての税について明らかであり、実際、通常それが観察される。 ○　規制は通常2段階で検討される。第1に、規制案はパブリック・コメントのため公開される（しばしば公開ヒアリングが開催）。第2に、パブリック・コメント等を踏まえ、最終案が公表される。こうした続きにより、IRAは、最終案が透明で全ての関係する事項を考慮したものであることを確認できる。全てのガイダンスは誰でも直ぐに入手可能となっている。（優） ○　税務職員によるあるタイプの行動についての法的な処方が存在し、法的・行政上の罰則が存在する。倫理規範の基準は行政機関の職員に対して存在する。元税務職員に対する規範も存在する（Treasury Department Circular 230）。（優） ※　内部監査制度が存在する。（優） ○　納税者の権利は様々であり、詳細が規定されているが、時々違反が起こる。例えば、納税者の納税に関する情報の秘匿性は法的に要求されているが、秘匿性の原則に関して法令上の例外事項が存在する。IRSの職員は、いかなる違反も報告する義務がある。また、詳細な手続きが、納税者の資産を差し押さえる場合などについて詳細に法令に規定されている。ここ最近、議会は、納税者の権利に着目し、新たな納税者の権利や行政上の手続きを追加している。（優）	
1.2.3 倫理上の行動規範	**1.2.3 公務員に関する明確で公表された行動規範が存在する。** ○　犯罪争議に関する規定（18 USC 201 et seq）、行政機関の職員の行動基準（5 CFR part 2635）、職員の金融資産の保有に関するディスクロージャー（5 CFR part 2634）は、全て公開されている。（優） ○　Office of Government Ethics は、様々な訓練プログラムや出先機関を持っている。	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2. 情報の入手可能性 **2.1 財政活動に関する包括的な情報提供**		
2.1.1 年次予算の適用範囲	**2.1.1 中央政府の予算の適用範囲は包括的である。** ○　連邦予算は中央政府の全ての活動をカバーするが、若干の例外が存在する。 ○　予算は、毎年の議決を必要とするもの、恒久的かつ indefinite な議決によりファイナンスされるもの（利払費や手当等の義務的経費）を含め連邦政府の全ての勘定を含む。（優） ○　法律により、予算の総額からは一定の社会保障プログラム及び郵便事業が除かれている。ただし、予算にはこれらの活動の詳細な情報が記載され、統合された合計には含まれている。また、連邦準備制度に関する予算は慣習により除外されている。（優） ○　政府支援企業については、その公的な性格から（資本は民間所有）、予算はそれらの財務データを報告しているが、その取引は予算総額には計上されない。（優） ○　連邦予算は、州や地方政府の予算に関する情報を含まない。ただし、国民所得生産統計においては、連邦政府は州や地方政府の取引を集計し報告している。	
2.1.2 結果と予測	**2.1.2 直前２年間の決算情報が予算提出時に公表される。（優）** ○　大統領予算が公表される際に、過去及び当年度の予算に関して同様の詳細情報が公表される。 ※　大統領予算教書では、予算年度を含む10ヶ年の歳出・歳入総額、収支尻が示されている。予算年度を含む5ヶ年のプログラム別歳出も示される。（優）（最） ※　CBOも、予算年度を含む 10 ヶ年の歳出・歳入総額、収支尻を推計する。（優）（最）	大統領予算教書

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.1.3 偶発債務、租税歳出（tax expenditure）、擬似財政活動	**2.1.3 予算文書には、偶発債務に関する特定の記述はない。租税歳出に関してはいくつかの量的な分析がなされている。** ○　偶発債務に関する情報は公表されていないが、偶発債務によって生じる支出は予算に含まれる。Federal Credit Reform Act(1990)により、連邦機関は、ローンの保証のコストを推計すること、このコストを賄うために予算権限を得ること、保証ローンが実施されたときにコストを歳出として記録することが義務付けられている。予算に加え、Financial Report of the US Government は、発生主義により連邦機関の活動を記載しており、偶発債務を含んでいる。(基)(優) ○　予算の Analytical Perspective は、それぞれの租税歳出の内容を記述し、量的な分析に関する付表を記載している。(基)(優)(最) ○　擬似財政活動についての資料は公表されていない。しかし、当該活動が補助金付のローンを意味するのであれば、予算自身はいくつかの擬似財政活動を含んでおり、保証は予算そのものに直接計上されている。Federal Credit Reform Act(1990)により、直接融資及び融資保証のコストを推計しなければならず、議会は融資がコミットされる前に予算権限を付与しなければならない。また、subsidy cost は、融資が実施されるとき、歳出として計上される。(基)(優) ○　予算は、顧客からコスト以下の料金を徴収する民間会社からの補助金も反映している。非金融の公企業は予算に含まれ、資産売却の収益は歳出を計算するときに相殺される(Budget Appendix 参照)。(基)(優) ○　連邦準備銀行は予算に含まれない。しかし、その収益は財務省に収められる。 ○　政府支援企業(GSEs)はマニュアルの基準によれば公的金融機関として定義される。GSEsは、特定の信用サービスを提供するために連邦政府により設立されたものであるが、その資本は完全に民間所有であるため予算から除外されている。しかし、GSEsは連邦プログラムであるので、予算の概念に関する大統領委員会は、GSEsの完全な財務諸表を Budget Appendix に掲載するよう勧告した。また、GSEsの借入や貸付に関する付表は、予算の信用の章に記載され、債務の章に要約されている(Analytical Perspective 参照)。(基)(優)	subsidy cost Federal Credit Reform Act(1990) Financial Report of the US Government(偶発債務) Analytical Perspective(租税歳出) Budget Appendix(非金融の公企業) Budget Appendix(GSEs) Analytical Perspective(GSEs)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.1.4 債務と金融資産	**2.1.4 債務及び金融資産の水準と構成についての情報を予算時及び年度途中において公表している。**	
	○　大統領予算教書に要約した付表が掲載されており、その中には直近の終了した会計年度から予算後の4年間まで、合計7年間にわたる主な債務が含まれている（Analytical Perspective にも記載）。Historical Tables volume には 1940 年以来のデータが記載されている。通常7月に発行される Mid-Session Review of the Budget にも基本的なデータが掲載される。（基）（優）	大統領予算教書（資産負債） Analytical Perspective（資産負債） Budget Appendix（資産） Historical Tables volume
	○　財務省は、連邦債務に関する情報を様々な方法により発表している（Monthly Treasury Statement of Receipts and Outlays(MTS)、Monthly Statement of Public Debt、quarterly Treasury Bulletin、Daily Treasury Statement など）。（基）（優）	MTS 等（連邦債務）
	○　予算には金融資産に関する諸表はないが、予算及び他の刊行物には金融資産についての情報が含まれている（Analytical Perspective、Budget Appendix 参照）。（基）（優）	
	※　Analytical Perspectives では、貸借対照表が示されている。（最）	
	○　MTSには、金融資産と負債に関する月次データを含んでいる。日々の国庫の運営状況については Daily Treasury Statement に記載されている。Financial Report of the US Government には完全なバランスシートが掲載されている。（最）	Financial of the US Government
	※　中央政府債務の公表は、SDDSの要件を遵守している。（最）	
2.1.5 一般政府を統合したポジション	※　予算文書では、州・地方を含めた一般政府レベルでの財政ポジションは示されない。州・地方を含めた財政ポジションは、国民経済計算（NIPA）において示される。（基）（優）	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.2 公表の公約及び時期		
2.2.1 財政情報の公表	**2.2.1 財政情報の公表は、政府の政策の文書又は行政の指令に反映されている。ＩＭＦのデータ公表基準に合致している。法的な要求事項でもある。** ○　予算及び Mid-Session Review of the Budget は法律により義務付けられている。財務省の US Government Annual Report は、全ての公的資金の歳入と歳出に関する勘定についての憲法上の要請を履行する。財務省の様々な刊行物（Monthly Treasury Statement、Monthly Statement of the Public Debt、Daily Treasury Statement、Treasury Bulletin は政府の方針に反映されている。Financial Report of the US Government（監査済み）は法律により義務付けられている。（基）（優）	Budget Mid-Session Review of the Budget US Government Annual Report Monthly Treasury Statement Monthly Statement of the Public Debt Daily Treasury Statement Treasury Bulletin Financial Report of the US Government
2.2.2 公表の時期	**2.2.2 財務情報の公表に関して、事前に発表期日が明らかにされている。（基）（優）** ○　予算及び Mid-Session Review of the Budget：法律に定められた日 Monthly Treasury Statement：定期的（前号に次号の発行期日が記載） Monthly Statement of the Public Debt：毎月の一定期日 Daily Treasury Statement：毎日の一定時 Financial Report of the US Government：法律に定められた日	
3. 開かれた予算編成、執行及び報告		
3.1 予算文書		
3.1.1 財政政策の目的と持続可能性	**3.1.1.1 予算文書には、①予算年度＋２年間の予算総額の推計、②①と同期間の省庁毎の推計、③歳出に関し中期（３－５年）のローリングする推計、④③と同様な歳入に関する推計、⑤政府の中期的な財政政策の目的と優先事項に関する文書が記載されている。中期の目標がセットされているのは、歳出、歳入、総合収支、債務についてである。** ○　予算は、当年度、予算年度、その後4年間の大統領提案に基づく推計である。それは、統合予算総額、オン・バジェット及びオフ・バジェットの総額、財源別の歳入、収支、債務を含む。ある付表は更に5年間（当年度とその後 10 年間）の数字を表示する。（優） ※　議会の予算編成プロセスでは、歳出予算法案は4月（会計年度開始6ヶ月前）から作成されるが、年度開始までに予算が承認されない場合がある。（最）	大統領予算教書

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	○　現行政策を前提とするベースライン基準では、予算は、主な財源別歳入、機能及びプログラム別歳出、収支尻について、当年度、予算年度、その後4年間の推計を示す。 ○　政策ベースの推計は「目標」と考えられるが、法律でセットされる目標ではない。 **3.1.1.2 中央政府の財政政策の文書において提供される指標は次のとおり。** **総合収支（事前、事後）、公的債務（事前、事後）、偶発債務（事前）、租税歳出（事前）、擬似財政活動（事前）、金融資産および負債（事前）、純資産（事前）** **下位レベルの政府に関する同様の指標も若干含まれる。** ○　統合予算の黒字/赤字（総合収支を引き出すための調整がないもの）と債務は、予算及び事後にモニターされる。予算は、偶発債務、租税歳出、擬似財政活動について一定の情報が含まれる。Analytical Perspective には、資産及び負債、年金債務（未積立部分だけではなく全て）、純資産についての推計が含まれる。Financial Report of the US Government は、金融資産及び債務、年金債務（未積立部分ではなく合計で）、純資産を含むバランスシートを掲載している。 **3.1.1.3 財政政策に関する文書において、財政政策の持続可能性に関する指標として使われているのは、①持続性の質的評価、②プライマリー・バランスである。** ○　持続可能性に関する指標は、経済状況、財政状況等により時代により異なっている。例えば、構造赤字は過去の景気後退期には注目され、現在公表されているが（Analytical Perspective）、現在ではあまり有用な情報ではない。（優） ○　最近では、予算は 75 年まで先の歳入、歳出、黒字/赤字の長期見通しを使っている（Analytical Perspective）。特に、人口動態の社会保障やメディケアプログラムに対する影響を分析するのに有用である。（優）（最） **3.1.1.4 長期（10-40 年）のシナリオは、特定の部門に関し明らかにされている。** ○　3.1.1.1 参照。予算に加えて、長期の保険数理レポートが、社会保障、メディケア、連邦職員年金に関して毎年公表されている。（優）（最）	Analytical Perspective（資産負債等） Financial Report of the US Government（資産負債等） Analytical Perspective（財政指標）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.1.2 財政ルール	**3.1.2 財政政策の裁量に関して、特別の量的なルールが制度化され、明確に定義されている。**	
	○ Budget Enforcement Act(1990)により、量的なルールが歳出増又は歳入減を伴う施策を制限している。予算は3つのパートに分けられ、それぞれコントロールする仕組みがある。(優)	Budget Enforcement Act(1990)
	①毎年の上限(cap)が、裁量的経費による歳出権限と支出に対して課される。 ②義務的な支出や受取に影響を与える措置が赤字を増大させる場合、PAYGO 原則は義務的な支出プログラムの停止を要求する(所得保障は適用外)。ただし、新法による措置ではなく、物価上昇、利子率の上昇、人口の変化といった要因によるものに PAYGO 原則は適用されない。	
	③所得保障は特別のルールが適用される(Analytical Perspective 参照)	Analytical Perspective(所得保障に係るルール)
3.1.3 マクロ経済の枠組み	**3.1.3 中期的なマクロ経済及び財政の予測が、財政政策の立案及び予算編成の基礎として使われ、第３者の評価にオープンになっている。**	
	○ 予算の見積りは、当年度、予算年度、その後の4年間について行われている。それは、マクロ経済の見通しに基づいて推計されており、大統領予算教書及び Analytical Perspective に詳細が記載されている。Analytical Perspective では、前年の予算の経済の前提との比較、マクロ経済の前提を替えた代替シナリオ、経済の前提が予算に与える感応度分析が行われている。(基)(優)	大統領予算教書(見通し) Analytical Perspective(見通し)
	○ CBOも独自のマクロ経済の見通しを行っており、予算における見通しに関し第3者としての評価を提供している。	CBOの見通し
3.1.4 新規政策の明確化	**3.1.4 予算編成過程及び議会へ提案する過程で、現行の政策を前提とした既存の義務（existing commitments）と新規政策を、現行のベースラインを明らかにすることにより、正式な予算プロセスの一環として制度的に区別している。**	
	○ 大統領予算教書は、義務的支出及び受取に関する提案についての付表、現行制度による支出を新規政策の影響を区別して示す付表を掲載している。大統領予算教書は、一般に、裁量的なプログラムにおける年々の変化に焦点を当て、裁量的及び義務的なプログラムの両方について新規政策と節約を明確にしている。 Analytical Perspective の歳入の章では、歳入面での提案及び推計を説明している。(優)	大統領予算教書(ベースライン) Analytical Perspective(ベースライン)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	○　予算では、現行政策を前提としたベースライン推計を行うことにより、既存の義務と新規政策を区別している（Analytical Perspective の Current Service Estimate の章では、歳出権限及び支出が、機能別、性質別、プログラム別に示されている）。CBOも大統領予算と比較するため、独自にベースラインの推計を行っている。（優）（最）	Analytical Perspective（感応度分析）
3.1.5 主な財政上のリスク	**3.1.5 予算文書には、財政上のリスクについて若干の情報が掲載されている。** ○　Analytical Perspective の経済の前提に関する章では、マクロ経済上の変数（実質GDP成長率、インフレ、失業率、利子率など）に関する予算の感応度分析が行われている。（優） ※　特定の歳出公約に対する不確実性等、特定の財政リスクは公表されていない。（最）	
3.2 予算の公表 **3.2.1 データの分類**	**3.2.1 全ての予算及び予算外活動をカバーする。支出は行政機関毎に分類されている（ＧＦＳ/ＳＮＡベースではない）**	
	○　予算の範囲いついては、Q1.1.1、1.1.4.1、2.1.1 のコメント参照。支出は、勘定別の詳細レベルまで示されている（Budget Appendix 及び Analytical Perspective）。勘定は機関によって体系化され、予算の様々な付表は機関毎に総計した支出に関する情報を提供する。（基）（優）	Budget Appendix 及び Analytical Perspective（勘定別、組織別付表）
	○　機能別の支出分類も公表されているが、GFS/SNAに準拠しているわけではない。マクロ経済上の分析に関しては、国民所得生産勘定（商務省経済分析局が公表）における支出の分類が、予算上の分類より適切である。Analytical Perspective はは、国民所得生産勘定に関する連邦政府の取引についても記述している。（基） ○　予算総額に出てくる支出は、収入を相殺したネットベースで示される。（基）（優）	Analytical Perspective（国民所得生産勘定）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.2.2 プログラムの目的	**3.2.2 主要なプログラムが達成すべき目的は、パフォーマンス、アウトプット・アウトカムの指標とともに、予算文書で明らかにされている。** ○ Government Performance and Results Act(1993)により、全ての省庁及びほとんどの独立機関は、毎年、それぞれのプログラムや活動に関する業績目標及び指標を明らかにしなければならない。2000 年会計年度大統領予算教書では、GPRAに基づく包括的な政府全体の業績計画が示されている。第1章は fiscal performance について、第4節は management performance について、第6節は program performance（by function）について記述している。（優） ※ GPRA では、予算とプログラム目標を関連付けて見ることができるよう、必要に応じて統合・分割・連結により、一対一又は複合的な形で業績目標を設定することを求めている。（最）	Government Performance and Results Act(1993) main Budget Volume FY2000
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	**3.2.3 毎年の予算提出時において、政府の財政運営上のポジションを示す主要な指標は、underlying balance（総合バランスから資産の売却収益を除外したもの）であり、加えて追加的な分析と他の指標も明らかにされている。予算の見積りと総合バランスの間の関係を示す分析表は作成していない。** ○ 主要な指標は統合予算の黒字/赤字である。マニュアルで定義されている総合収支の概念は使われていないが、その差は恐らくそれほど本質的ではない。その差は、Federal Credit Reform Act(1990)の導入によって小さくなっている。（優） ○ 統合予算の黒字/赤字に加えて、構造黒字/赤字（景気循環を調整し、預金保険に関する支出を除外）も示されている。（優）	
3.2.4 公共部門のバランス	※ 統合収支は、公企業の黒字／赤字を連結したものである。（優）	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.3 予算執行の手続き **3.3.1 会計システム**	**3.3.1.1 会計システムは、支払いプロセスの全ての段階において、包括的であり、データが収集可能である。** ○　米国政府のシステムでは、支払いは、obligation、accounts payable、cash の3つで行われる。連邦機関の資金のコントロール・システムは Federal Managers Financial Integrity Act で規定されている内部管理システムの一部である。（基）（優）	Federal Managers Financial Integrity Act
	3.3.1.2 予算上の取引は主に現金主義で記録されている。 ○　米国の予算は obligation-based に特徴があり、その計測は主として現金主義又は現金と同等の方法によっている。それは、議会が、各機関に対して、現在又は将来の支出となる義務を遂行させるために、予算権限を付与することになっているからである。つまり、予算の統制及び勘定の正当性のために、予算の取引は obligation base で記録される。 ○　ただし、民間に所有される国債の利子、融資及び保証のコストは発生主義で記録されている。また、lease-purchase と capital lease に係る予算権限は発生主義で記録されている。 ○　財務会計報告は、expense と exchange revenue に関して発生主義によっている。国民所得生産勘定の連邦政府部門では、現金及び発生主義の両方が使われている。（最）	旧コード 3.2.4
3.3.2 調達と雇用	**3.3.2.1 オープンな入札プロセスに必要な明確かつ包括的な規則が存在する。** ○　政府調達及び職員採用に関する法令は全て公開されている。個別の機関が設定する追加的な規制は、Federal Register に掲載しなければならず、通常各機関のウェブサイトに掲載される。（優） ○　選別的な入札及び制限入札は、例外的に、また規則に則った場合に行われる。全ての規則は、Federal Register においてパブリック・コメントのため公表しなければならない。また、WTOの政府調達に関する合意に準拠している。（優）	Federal Register

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	3.3.2.2 政府職員の雇用に関して、競争的な採用を行っている。 ○　政府職員の雇用と給与は、責任のレベルに応じた役職毎に定められた俸給及び特定の責任を特定の俸給に分類する包括的な行政上のガイダンスによって、厳密に規制されている。(優)	
3.3.3 内部監査	**3.3.3 会計とコントロール（内部監査含む）は adequate である。内部監査の手続きは明確で、外部監査による効果的なレビューに服している。** ○　Inspector General Act(1978)により、Inspectors General(IGs)という公務員が創設された。その仕事の一部は、彼らの機関のプログラム及び運営に関する監査及び調査を行い、あるいは監督することである。この法律は、IGsに対して、何をレビューすべきかを決定すること、そのために必要な全ての文書へアクセスすること、調査結果及びレビューに基づく勧告を発表すること、機関の長及び議会に対して調査結果及び勧告を報告すること、について独立性が付与されている。(優) ○　IGsは、彼らの機関やOMBを通じて彼らの報告書や陳述を明らかにする必要はない。彼らは、議会やプレスに対して直接明らかにすることができるし、行っている。 ○　彼らは、財務諸表を監査するとき、Statements of Federal Financial Accounting Standards(SFFAS)を信頼できる参照として使う。これらの文書は、機関の会計原則及び基準の中で第1に登場するものである。	Inspector General Act(1978) Statements of Federal Financial Accounting Standards(SFFAS)
3.3.4 租税当局	※　Internal Revenue Service は、年間の活動を説明する“Accountability Report”を作成し、公表している。それでは、プログラム目標に対する成果、財務諸表等が含まれる。(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.4 財政上の報告		
3.4.1 予算及び予算外の結果	**3.4.1 財務上の会計報告は、年次、半年、四半期、月次で公表されている。** ○　米国の政府は、予算勘定、国民所得生産勘定、財務勘定を区別している。質問票の答えは予算勘定についてのものであるが、以下は3つに共通するコメントである。 ○　財務省は、Monthly Treasury Statement of Receipts and Outlays において、予算関係のレポートを月が終了してから1ヶ月以内に発行している。(基)(優)(最) ○　更に、詳しいレポートであるUS Government Annual Report-Appendixを年が終了してから4ヶ月以内に発行している。OMBは予算を刊行しているが、これには終了した直近の予算に関する情報が含まれている。これは会計年度終了後4ヶ月後に発表される。 ○　BEAは、国民所得生産勘定を年間を通じて発行しているが、例えば、政府の歳入及び歳出統計(四半期データ含む)は定期的に発行される。 ○　財務省は、財務会計基準に基づくFinancial Report of the US Government を、GAOの監査を受けて、年終了後6ヶ月以内に発行される。 ※　年央報告である“Mid-session Review”が、7～8月頃公表される(年央は3月末)。(基)(優)(最) ※　中央政府債務は、月次ベースで、翌月第4営業日に公表されている。(最)	Monthly Treasury Statement of Receipts and Outlays US Government Annual Report Appendix Financial Report of the US Government
3.4.2 決算	**3.4.2.1 中央政府の財務会計上の決算報告書は、中央政府の予算のみが対象である。** ○　財務会計上の決算報告書は、歳出義務(obligation)及び現金ベースと発生主義ベースの2つで示されている。(最) ○(歳出義務及び現金ベース) 　OMBは、政府企業を含め連邦政府の全ての支出勘定について予算執行の決算報告書を要求する。その報告書は、勘定の全ての予算上の資源、予算上の資源に対して記録された歳出義務、歳出義務を現金化した支出額を記載する。 　これらの勘定の決算は、毎年、Treasury Annual Report Appendix 及び Budget Appendix の中で公表される。Budget Appendix には政府支援企業に関する情報についても記載されている(連邦予算の合計には含まれていない)。 　それぞれの省庁は、それぞれの監査済み財務諸表の一部として、予算上の資源に関する文書を作成しなければならない。	Treasury Annual Report Appendix (決算) Budget Appendix(GSEsの決算)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	○（発生主義ベース） 　発生主義で準備される財務諸表（バランスシート、損益計算書）に何を含めるかについての対象範囲の基準については高い。conclusive と indicative の2つの指標がある。	
	3.4.2.2 会計報告書と議決予算は効果的かつ時宜を得た方法で調整されている。 ○ Reports on Budget Execution では、予算上の資源は、予算権限、収入を相殺した支出権限、前年の歳出義務の戻しとして分類される。歳出権限は更に、議決予算、借入権限、契約権限として分類される。これらの金額は、Treasury Annual Report Appendix で公表される財務省の中央勘定における年度終了後の金額と調整されている。大統領予算書の Appendix における金額も同様に調整されている。（基） ※ US Government Annual Report 及び Financial Report of the US Government のいずれにおいても、当初予算との乖離は説明されていない。（優） ○ 主要省庁にはIGsが配置されているが、その担当部門は、直接監査したり、監査を外部に委託している。GAOは、監査を行う権限があり、Financial Report of the US Government の監査人である。	Reports on Budget Execution OMB通達
3.4.3 プログラムの成果	**3.4.3 行政活動の価値、効果、効率性を計測評価する方法としては、公表した目的を達成したかどうか主要なプログラムをレビューする、効率性及び効果を体系的に評価する、望ましいアウトプットを特定化する業績を合意する、といったものがある。** ○ 全ての省庁及び実質的にほとんど全ての独立機関は、毎年、業績目標や指標についての達成状況に関する報告書を作成しなければならない。いくつかの省庁や機関は、業績評価を行う手助けとして業績契約を使っている。プログラム評価やプログラムの結果についての体系的な報告については、GPRAにより義務付けられている。（優） ※ 省庁の年次報告書は、通常 3 月 31 日（会計年度終了後 6 ヶ月）以内に立法府に提出される。（最） ※ 2002 年会計年度以降の報告は、当年の成果と比較できるよう、過去3ヶ年の情報を含むこととされている。 ※ GAO によるプログラムの成果の監査は、随時実施されている。（最）	Annual Report(各機関)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
4. 情報の信頼性についての独立的な保障 **4.1. データ品質基準**		
4.1.1 予算データ	**4.1.1 歳入及び歳出の推計したデータは moderately reliable である。** ○　予算の見積りは、最も起こり得る見通しではなく、大統領の提案であり、議会が受け入れるかどうかは別である。したがって、予算見積りと実際の支出や受取を比較しても信頼性を判断できない。(基)(優)　3.4.2 と関連。 ○　Analytical Perspective は、終了した直近の会計年度の実際の受取、支出、黒字/赤字と予算時に当該年度について見積もったベースラインの計数との差異を比較分析している。差異は、政策によるもの、技術的なもの、経済的な理由によるものに分けて説明される。また、義務的支出について、プログラム別に、終了した直近の会計年度と予算時に見積もった当該年度の支出とを比較している。これは、見積りの信頼性を図る1つの材料となる。(基)(優)(最) ○　裁量的なプログラムについての予算権限の数字は、大統領が議会を通過した予算権限法案に署名した後は完全に信頼できるものである。	旧 3.1.5
4.1.2 会計の基準	**4.1.2 会計の基準や原則について完全な記述がなされている。** ○　OMBは、その通達等を通じて、財務省のFMSは、Treasury Financial Manual を通じて、連邦政府の予算及び勘定で採用している会計の基準及び原則に関するガイドラインを発表している。Analytical Perspective では、予算の会計の考え方について詳細な説明を行っている。(優) ○　Financial Report of the US Government の注記1は、会計の基準について解説している。経済分析局は、Government Transaction(1988)において、政府の取引が国民所得生産勘定においてどのように計測されるかを解説している。(優) ※　公共会計基準を決める機構として、連邦会計基準諮問委員会(FASAB)が設立されている。(最)	旧 3.2.4 Treasury Financial Manual Analytical Perspective(会計基準) Financial Report of the US Government(会計基準) Government Transaction(会計基準)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
4.1.3 データ品質保証	○　予算の見積りは、最も起こり得る見通しではなく、大統領の提案であり、議会が受け入れるかどうかは別である。したがって、予算見積りと実際の支出や受取を比較しても信頼性を判断できない。(基)(優)　4.1.1 再掲。 ○　Analytical Perspectiveは、終了した直近の会計年度の実際の受取、支出、黒字/赤字と予算時に当該年度について見積もったベースラインの計数との差異を比較分析している。差異は、政策によるもの、技術的なもの、経済的な理由によるものに分けて説明される。また、義務的支出について、プログラム別に、終了した直近の会計年度と予算時に見積もった当該年度の支出とを比較している。これは、見積りの信頼性を図る1つの材料となる。(基)(優)(最)　4.1.1 再掲。 ○　会計報告書と銀行勘定はかなり効果的に調整されている(時宜をえたものではない)。会計報告書の監査は、効果的かつ時宜を得た方法で行われている。(基) ※　現行政策を前提としたベースラインは、ＯＭＢは年央報告である“Mid-session Review”で改訂する。CBOは、“The Budget and Economic Outlook,Update”で改訂する。 ※　米国は、SDDSに参加している。(基)	旧 3.4.2
4.2 公的で独立した審査 **4.2.1 外部監査**	**4.2.1 監査機関について：非適用** ○　予算上の会計基準に基づく予算上の報告書は監査されないが、財務上の報告に出てくる一部の情報は監査される。(基)(優) ○　財務会計上の基準に基づく財務上の報告書は、Chief Financial Officers Act(1990)に基づき、省庁、主要な独立機関、それらの一部の組織について監査される。これらの報告書は、各機関のIG又は民間の会計事務所(IGによって判断)、場合によってはGAOによって監査される。政府全体の決算報告書は、Government Management Reform Act(1994)に基づきGAOによって監査される。IG及びGAOの独立性は法律によって保障されている。(基) ○　省庁や主要独立機関の財務上の報告書には予算上の情報が記載されている。1つは、予算上の資源、歳出義務、支出の間の関係を示す予算上の資源に関する資料であり、1つは、歳出義務、活動の純費用の間の関係を示す資金調達に関する資料である。これらの資料は98会計年度の財務上の報告書から初めて導入された。	旧 4.1.1 Chief Financial Officers Act(1990) Government Management Reform Act(1994)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	※ プログラム目標が未達成の場合、各機関の年次報告書において、目標達成ができなかった原因、未達成の目標に関する目標達成の計画とスケジュールを記載することが求められる。（基）	
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	**4.2.2 非適用** ○ 予算で使われる見通しに関するモデルや詳細な仮定については公表されていない。正式には、質に関する制度的なチェックとしては、CBOが自ら見通しを発表する。（優）（最）	旧 4.1.2
4.2.3 国家統計局	**4.2.3 非適用** ○ 技術的に独立した統計部局は存在しない。財務統計は財務省及びOMBによって収集されている。その他の統計は様々な機関によって収集されている。（優） ○ 米国の統計がGDDSに合致しているかについて評価はなされていないが、概ねその基準は見たしているものと思われる。	旧 4.1.3